

京都市消防局訓令乙第5号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防団の運営指導に関する規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市消防局長 長谷川 純

第10条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げるもののほか、消防団長が必要と認める活動

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(消防局総務部庶務課)